広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター

障害のある方やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、障害に関する相談支援の中核機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が設置運営しています。

広島市障害者相談支援事業所および広島市障害者基幹相談支援センターでは、障害に関する生活上や療養上の相談に応じます。

【所在地】

担当区	名　称	住　所	電　話 （市外局番：082）
中　区	広島市中区障害者相談支援事業所	中区本川町 2-6-11　4 階	234-2422
	広島市中区障害者基幹相談支援センター	中区吉島西 2-3-20	298-5575
東　区	広島市東区障害者相談支援事業所	東区温品町字森垣内 510-1	562-2802
	広島市東区障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南 1-27-2	573-0140
南　区	広島市南区障害者相談支援事業所	南区西蟹屋 1-1-48	298-6232
	広島市南区障害者基幹相談支援センター	南区出汐 2-3-46	207-0636
西　区	広島市西区障害者相談支援事業所	西区打越町 17-27	555-1018
	広島市西区障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台 10-1	270-1249
安佐南区	広島市安佐南区障害者相談支援事業所	安佐南区祇園 6-31-3	962-3350
	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	安佐南区大町東 1-12-10	207-4338
安佐北区	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	安佐北区可部 3-32-12	815-0405
	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	安佐北区亀崎 1-1-6　2 階	881-1441
安芸区	広島市安芸区障害者相談支援事業所	安芸区中野東 4-5-35	892-1601
	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	安芸区上瀬野南 1-338-3	881-7110
佐伯区	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	佐伯区五日市 1-5-39	924-5560
	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市町皆賀 104-27	924-0028

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

⑴　障害のある方やご家族等から、生活や就労についての不安や悩み、障害福祉に関する制度やサービスの利用に関する相談に応じるほか、制度やサービスの利用調整等をお手伝いします。

⑵　障害のある方の権利を守るため、関係機関と連携して「成年後見制度」の普及や利用の手続などの支援や「障害者差別解消法」の合理的配慮等についての普及・啓発等を行います。

⑶　広島市障害者基幹相談支援センターでは、上記⑴、⑵に加え、地域の多様な社会資源を活用した相談支援体制を構築するため、地域の指定相談支援事業所の支援や、医療機関、障害福祉サービス事業所、地域団体等とのネットワークづくりを行います。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話または来所してください。

広島市身体障害者更生相談所

【所在地】

〒731-3168　安佐南区伴南一丁目39－1

電話　082-849-2802　FAX　082-848-8003

【相談判定日時】

業務日程

①　医学的判定 ･････････ 肢体不自由に関する判定日：
水曜日（第1～4週）午後
聴覚に関する判定日：
木曜日（第1～4週）午後

②　相談 ･････････････････ 月～金曜日　午前8時30分～午後5時
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、8月6日を除く。

【相談業務内容】

医師、保健師、理学療法士、補聴器相談員（言語聴覚士）、手話相談員（手話通訳士）などの専門職員を配置し、

⑴　専門的な知識及び技術を必要とする相談

⑵　補装具費の支給などに係る医学的、心理学的、職能的判定

⑶　補装具の処方・適合判定

⑷　住環境整備や福祉用具の活用法などに関する相談、連絡調整、情報収集・提供を行っています。

【利用対象者】

原則として、市内に居住する身体障害者に限ります。

【利用方法】

区厚生部福祉課の紹介（依頼）により、ご利用いただくことになります（状況に応じて直接相談を受ける場合もあります）。

※　利用者は、まず5～6ページを参照のうえ、住所区の区役所厚生部福祉課に相談してください。

広島市知的障害者更生相談所

【所在地】

〒732-0052　東区光町二丁目 15 － 55
広島市児童総合相談センター　北棟 3F
電話　082-263-3695　FAX　082-263-0705

【相談日時】

月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、8 月 6 日を除く。

【相談業務内容】

医師・心理判定員などの専門職員を配置し、

⑴　知的発達に障害がある方の家庭での生活、その他の相談に応ずること。

⑵　知的発達に障害がある方の医学的・心理学的・職能的判定を行い、該当される方に療育手帳を発行すること。

⑶　必要に応じて各種診断書・証明書を交付すること。

【利用対象者】

市内に居住する 18 歳以上の知的発達に障害がある方。

【利用方法】

事前に予約が必要です。予約の上、来所して下さい。相談のみの場合は、電話でも対応します。

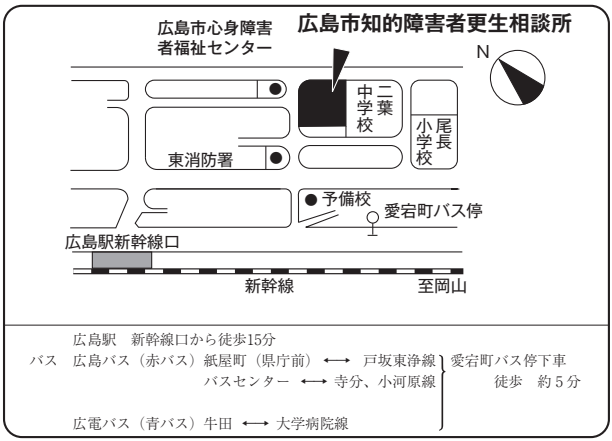

公益社団法人　広島市視覚障害者福祉協会

【所在地】

〒732-0052　東区光町二丁目1番5号
広島市心身障害者福祉センター4階
電話　082-264-4966

【相談日時】

月・火・木・金・日曜日（水曜日・土・祝日の翌日を除く）
午前10時～午後4時まで
※時間内でも所用により不在の場合がありますのでご了承下さい。

【相談業務内容】

視覚障害者に関する以下の内容について相談に応じています。

●補装具、日常生活用具、その他視覚障害者向け日用品
●パソコンや音声ソフトの利用支援（ボランティアの派遣など）
●料理・編物・生け花・カラオケ・コーラス・点字・ダンスなどの教室や講習会
●歩行訓練
●点字カラオケ機器の貸し出し

【相談料】

無　料

【相談方法】

お気軽にお電話下さい。不在の場合は、留守番電話にお名前と連絡先を入れて下さい。折り返しご連絡致します。

広島市視覚障害者情報センター

【所在地】

〒730-0043　広島市中区富士見町 11 － 27
広島市保健所等合築施設 2 階
電話（FAX）　082-240-1220
ホームページ　https://hiroshimashi.jouhoucenter.jp
E-mail　jimu@hiroshimashi.jouhoucenter.jp

【相談日時】

月～金曜日（国民の祝日、8 月 6 日、年末年始は除く）
午前 9 時～午後 5 時

【相談業務内容】

視覚障害のある方のための日常生活用具、情報通信機器の情報提供を行っています。

日常生活用具の申請の流れや生活の中でのお困りごと等、ご相談ください。

【相談方法】

電話・メール・来所

中途失聴者・難聴者相談

【所在地】

〒732-0052　東区光町二丁目１－５　広島市心身障害者福祉センター４階
広島市中途失聴・難聴者協会事務所
電話　082-263-4698（FAX 兼用）

【相談日時】

第２日曜日　午後１時～午後３時

【相談業務内容】

中途失聴者･難聴者等のいろいろな悩みを担当者が相談を受けます。
応対者：『広島市身体障害者相談員』として委嘱されている会員や、この他、経験豊かな中途失聴・難聴者協会会員が担当します。
『要約筆記者（書いて伝える通訳)』が同席します。

【相談料】

無　料

【相談方法】

直接来所してください。

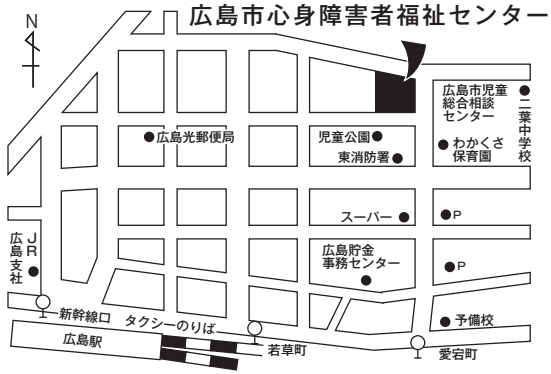

広島駅　新幹線口から徒歩15分
バス　広島バス（赤バス）紙屋町（県庁前）⟷ 戸坂東浄線
バスセンター ⟷ 寺分、小河原線
広電バス（青バス）牛田 ⟷ 大学病院線
愛宕町バス停下車
徒歩　約５分

ろうあ者専門相談室

【相談場所】

〒734-0007　南区皆実町１－６－29

広島県聴覚障害者センター内 ろうあ者専門相談室

FAX　082-241-2309

E-mail　hiroshimacdc@hiro-chokaku.jp

【相談日時】

火～日曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

【相談業務内容】

ろうあ者専門相談員が当事者の一般生活上の諸問題にかかる相談業務を行い、必要に応じ、関係機関への連絡などを行います。

【相談料】

無　料

【相談方法】

メール・FAX 又は直接来所してください。

ビデオチャットで相談ができます。

【その他】

広島市障害福祉課、福祉事務所（区福祉課）、身体障害者更生相談所でも聴覚障害者などの更生援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、手話による意思伝達の仲介業務を行う手話相談員が配置されています。

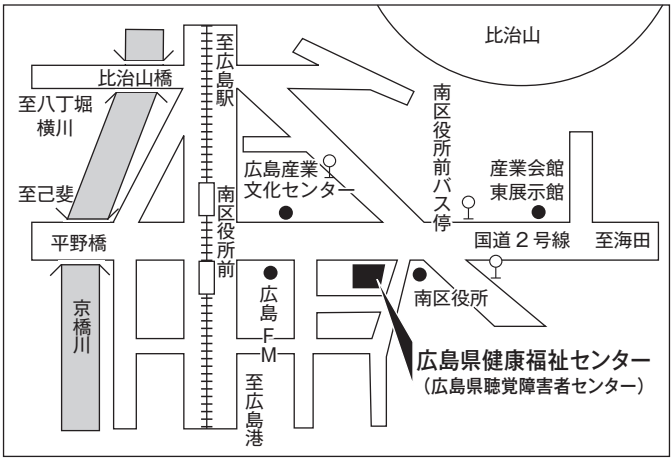

広島市発達障害者支援センター

【所在地】

〒732-0052　東区光町二丁目15－55　広島市こども療育センター内
電話　082-568-7328　FAX　082-261-0545

【相談日時】

月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分

【相談対象者】

広島市にお住まいの自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など発達障害のある方、その家族の方及び関係機関。

【相談業務内容】

発達障害のある方の日々の生活に関わる様々なこと、学校や職場でのことなどについて相談に応じるとともに、発達障害のある方との関わり方についてのアドバイスや必要な情報の提供を行います。

【相談料】

相談は無料です。

【相談方法】

電話又は直接来所してください。
来所していただく場合は、あらかじめ電話でご予約ください。

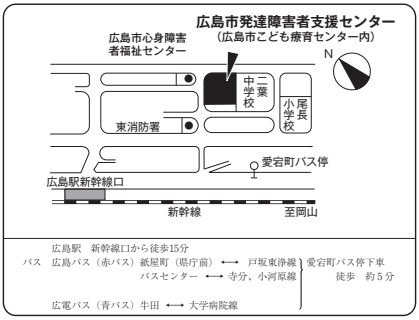

障害児等療育支援事業実施施設

【相談場所】

施　　設　　名	所　　在　　地	電話・FAX
広島市こども療育センター 地域支援室	〒 732-0052 東区光町二丁目 15-55	電 話 082-263-0683 FAX 082-261-0545
瀬野川学園	〒 739-0303 安芸区上瀬野南一丁目 338-3	電 話 082-894-8958 FAX 082-894-0403
広島市西部こども療育センター 療育相談室	〒 731-5138 佐伯区海老山南二丁目 2-18	電 話 082-943-6831 FAX 082-943-6865
広島市北部こども療育センター 療育相談室	〒 731-0223 安佐北区可部南五丁目 8-70	電 話 082-814-5801 FAX 082-815-0541
こども発達支援センター ひゅーるぽん	〒 731-0102 安佐南区川内六丁目 28-15	電 話 082-846-6888 FAX 082-831-6889

※担当地域
・広島市こども療育センター　瀬野川学園：
　中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区
・広島市西部こども療育センター：
　西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区
・広島市北部こども療育センター　こども発達支援センターひゅーるぽん：
　安佐南区（祇園地区・沼田地区を除く。）、安佐北区

【相談業務内容】

在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域での生活を支援するため、家庭訪問や電話による療育相談、外来による療育相談、各種福祉サービスの利用相談等を行います。

【相談日時】

原則として月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談方法】

まず、施設へ電話で相談ください。

担当地域がありますが、相談の内容により他の施設が受ける場合もあります。

特定非営利活動法人　高次脳機能障害サポートネットひろしま

【所在地】

〒730-0004　広島市中区東白島町14－15－8F
電話　082-205-5108・082-847-0031
ホームページ　http://www.koujinou-net.com

【相談日時】

第2火曜日
開催場所：広島市中区地域福祉センター5階（中区大手町4－1－1）
①生活相談（家族セッション）：午前10時～午後0時
②個別相談（予約制）　　：午後2時～午後4時

【相談業務内容】

①生活相談

家族同士で話し合ったり、困っていること、分からないことなどを自由に相談できる場です。家族が障害を理解することで家庭での対応法が分かり、先の見通しが立ちます。生活の安定のために福祉制度の活用、事故の賠償手続、成年後見制度のことなどについてもアドバイスを受けられます。

②個別相談

初めての参加の方には個別でお話を伺うことができます。体験した家族が生活のアドバイスや対応法をケースワーカーが福祉サービスのアドバイスも致します。

【相談方法】

座談会形式の気軽な集まりの中で、障害の捉え方をはじめ、家庭生活での対応の仕方を学ぶ場になっています。この場に参加することで高次脳機能障害のサポーターとして家族が重要な役割を果たすことや理解することの大切さに気付かされるでしょう。

ピアスタッフ・言語聴覚士・ソーシャルワーカー・弁護士・弁護士助手、その他高次脳機能障害のわかりやすい資料も提供しています。

広島市重症心身障害児者相談支援センター「ほっと+いけあひろしま」

重症心身障害児（者）やその家族からの、医療や障害に関する専門的な相談対応や、ピアカウンセリング等を行います。

【所在地】

〒731-5122　広島市佐伯区五日市町皆賀 104 － 27
電話　082-943-8832　FAX　082-943-7788

【対象】

市内に居住する重症心身障害児（者）、及び医療的ケアを必要とする児（者）の家族等

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

⑴　重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）のご家族等からの、ご家庭における生活上や療育上の相談等に窓口や電話、家庭訪問等により対応します。
⑵　重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）の保護者をカウンセラーとするピアカウンセリングを実施します。
⑶　重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする児（者）の地域生活に係る支援体制の充実等について協議する重症心身障害児者地域生活支援協議会の開催や当事者やそのご家族等に対する研修会等を開催します。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話または来所してください。

広島障害者職業能力開発校

【所在地】

〒734-0003　南区宇品東四丁目１－23

電話　082-254-1766　FAX　082-254-1716

ホームページアドレス　http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188/

【問い合わせ日時】

月～金曜日（午前８時30分～午後５時15分）

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～１月３日は休み）

見学を希望される方は、電話又はFAX等で予約をしてください。

【訓練内容】

○施設内訓練

2年課程　CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科

1年課程　OAビジネス科、音声パソコンコース（OAビジネス科）、事務実務科、総合実務科

6ヶ月課程（4月・10月）チャレンジコース（総合実務科）

○委託訓練（身体・知的・精神障害等のある方対象）

離職者等の再就職を目的として、民間教育機関等に委託して１～３か月の訓練を実施しています。

○在職者訓練

施設内で在職者の能力開発のための短期間の訓練(2～５日間)を実施しています。

【応募対象者】（科により応募対象者が異なります）

○身体障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害等のある方対象

就職をする意思のある方で、障害の症状が固定し、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる方（介助支援がある場合は相談してください。）

○知的障害のある方対象

就職をする意思のある方で、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる方。

【書類の提出先】

居住地を管轄する公共職業安定所

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）又は当校にお問い合わせください。

広島障害者就業・生活支援センター

【所在地】

センター名	住所・連絡先	相談日時	支援地域
広島障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会）	〒733-0011　西区横川町 2-5-6 メゾン寿々屋 201 号 電　話　082-297-5011 ＦＡＸ　082-297-5012 E-mail hiroshimassc@joy.ocn.ne.jp	月～金曜日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	中　　区 西　　区 安佐南区 安佐北区 佐 伯 区
広島東障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人つつじ）	〒732-0053　東区若草町 15-20 就労サポートセンター SOAR 5F 電　話　082-262-5100 ＦＡＸ　082-262-5102	月～金曜日 午前 8 時 45 分～ 午後 5 時 30 分	東　　区 南　　区 安 芸 区

【相談業務内容】

○障害のある方への支援

就労相談　就労や生活のことについて相談や助言を行います。

生活支援　生活習慣や金銭管理など自立した生活に向け、アドバイスやお手伝いをします。

訓練や実習　福祉施設や協力企業などと連携をとりながら、就職にむけた訓練や実習をあっせんします。

情報提供　就労に向けた雇用制度や教育訓練などの情報を提供します。

定着支援　就職した後も安定して働くことができるように継続的に支援を行います。

職場開拓　ハローワークと協力をしながら、新たな雇用を開拓します。

○事業主の方への支援

雇用に向けて　事業主の方に制度利用などの情報提供も含めアドバイスを行います。

就労前の職場実習　就労を視野に入れた職場実習を行います。

継続雇用のために　長期的に雇用関係が続くようにフォローアップを行います。

障害者人権110番

【所在地】

〒733-0004　西区打越町17－27
育成会総合福祉センター2階相談室
電話・FAX　082-537-1777　広島市手をつなぐ育成会
ホームページアドレス　http://h-ikuseikai.or.jp

【相談日時】

区分	相　談　時　間	相　談　体　制
電話相談	・月～金曜日　午前9時～午後5時	・障害者福祉の知識と相談経験のある常駐の相談員及び関係団体の専任相談員
	日曜日、祝日、年末年始と上記時間以外は、留守番電話またはFAXによる	
面接相談（予約制）	・月～金曜日　午後1時～午後5時	
	・第2水曜日 午前10時～午後0時（偶数月） 午後2時～午後4時（奇数月）	・弁護士 ・必要に応じて、医師、教育関係者、労働関係者

【相談業務内容】

・生命、身体侵害について
・財産侵害、財産管理、相続について
・金融、消費、雇用、契約について
・その他、障害を理由とする差別や障害者の人権について
　例えば、結婚、仕事、教育、いじめによる暴力など、障害者の権利について

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は予約来所してください。面接相談（予約制）は、1週間前までに名前、住所、電話番号、本人との関係、希望日と相談内容を連絡の上、お申し込みください。

広島県障害者権利擁護センター

【所在地】

〒732-0816　南区比治山本町 12 － 2　広島県社会福祉会館内
広島県社会福祉協議会
広島県障害者権利擁護センター
電話　082-569-5151　FAX　082-569-6161
E-mail　kenri@hiroshima-fukushi.net

【相談日時】

受付時間：平日（月～金）　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
※夜間・土・日・祝日は留守番電話・FAX・メールで受け付けます

【相談業務内容】

1. 使用者による虐待に関わる相談、通報または届出を受け付けます。
2. 使用者による障害者虐待が疑われる場合は、ただちに広島県（障害者支援課）と協働し、必要な対応を行います。
3. 障害者虐待を受けた障害者に関わるさまざまな相談に応じます。必要に応じて相談機関等を紹介します。
4. 障害者虐待の防止や養護者への支援に関する情報収集・分析、情報提供及び広報啓発活動を行います。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話、FAX、メール、来所

【地図等掲載】

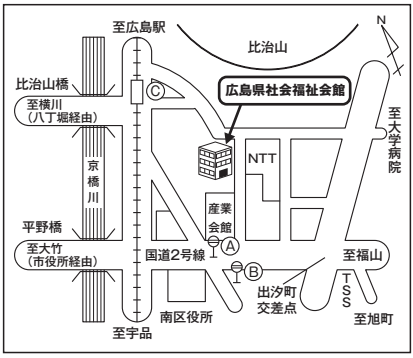

Ⓐバス停『南区役所前』（産業会館前）下車
［広島バス］横川駅～大学病院（23 番線）
広島駅～旭町（26 番線）
［広電バス］己斐～大学病院（10 番線）

Ⓑバス停『南区役所前』（産業会館前）下車
［広電バス］横川駅～仁保車庫（7 番線）

Ⓒ電停『比治山橋』下車
広島駅～宇品（比治山下経由 5 番線）

広島市障害者虐待通報ダイヤル

【電話番号】

電話　082-542-5300　FAX　082-542-5311

E-mail　sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

毎日　24 時間受付

【相談業務内容】

障害者の虐待に関わる通報、届出や相談を受けています。

⑴　養護者による虐待

障害者の生活の世話をしている家族や同居人などによる虐待

⑵　障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

⑶　使用者による虐待

障害者を雇用している事業主などによる虐待

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話、FAX、メールにて受け付けます。